

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                  |
|-------|-----------------------|
| 13    | 大阪府営住宅の管理事務に係る基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪府は、府営住宅の管理事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得るということを認識し、特定個人情報の漏えい等の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることによって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

大阪府が情報セキュリティを確保するために遵守すべき基本的事項を定めた「情報セキュリティに関する基本要綱」に基づき、情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための対策を講じている。

## 評価実施機関名

大阪府知事

## 公表日

令和8年2月24日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 府営住宅の管理事務  |
| ②事務の概要                   | <p>○公営住宅法に基づく府営住宅の管理に関する事務</p> <p>下記の事務については、個人番号の利用または当該情報の証明書類(課税証明書等)の提出により行うことができる。<br/>本評価書においては、特定個人情報を利用した事務について記載する。</p> <p>本事務では、特定個人情報を以下の事務処理で取り扱う。<br/>□全入居者に対して毎年度定期に行う事務<br/>1. 家賃の決定(収入超過者等を含む)に関する事務<br/>毎年度7月までに、収入申告を受理し、審査を行い、翌年度の家賃を決定し、入居者に対し、通知する。<br/>□該当入居者に対して随時行う事務<br/>2. 同居の承認及び地位承継の承認に関する事務<br/>入居者からの随時申請を受理し、資格審査を行い、入居者に対し、通知する。<br/>3. 府営住宅の明渡しの請求の決定に関する事務<br/>入居者に対し、引き続き、5年以上入居している場合において、最近2年間引き続き政令で定める基準を超える高額の収入のあるときは、その入居者に対し、公営住宅の明渡し請求を行う。<br/>4. 他の住宅をあっせんする事務<br/>府営住宅入居者のうち収入超過者について、その者が他の適当な住宅に入居することができるようあっせん等を行う。</p> |
| ③システムの名称                 | 府営住宅総合管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム   |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| 大阪府住宅総合管理システムデータベースファイル  |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の27の項<br>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>   |
| ②法令上の根拠                  | 【情報照会】<br>・番号法第19条第8号 別表の27の項  |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | 大阪府都市整備部住宅建築局住宅経営室   |
| ②所属長の役職名                 | 住宅経営室長   |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
|                          |  |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求                                    |  |
|---|--|
| 請求先   | 府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター)<br>大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館1階 06-6944-6066<br><br>都市整備部住宅建築局住宅経営室経営管理課管理調整グループ<br>大阪市住之江区南港北1丁目14番16番 大阪府咲洲庁舎26階 06-6210-9745 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ                                  |  |
| 連絡先   | 都市整備部住宅建築局住宅経営室経営管理課管理調整グループ<br>大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎26階 06-6210-9745  |
| 9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span> |  |
| 適用した理由  |  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |   |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ]<br><div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 1,000人未満(任意実施)<br/>           2) 1,000人以上1万人未満<br/>           3) 1万人以上10万人未満<br/>           4) 10万人以上30万人未満<br/>           5) 30万人以上         </div> |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年10月30日 時点   |
| 2. 取扱者数                                |   |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]<br><div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 500人以上 2) 500人未満         </div>  |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年10月30日 時点   |
| 3. 重大事故                                |   |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]<br><div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 発生あり 2) 発生なし         </div>  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                           |           |  |
|---|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]                                     |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)          |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用                                    |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か         | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託                            |           | [ ]委託しない   |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                       | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)    |           | [ ○ ]提供・移転しない  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                        | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続                           |           | [ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                           | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去  |   |
|--|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か  | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> ] <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>  |
| 8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> ] 人手を介在させる作業はない             |   |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か  | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> ] <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>  |
| 判断の根拠  | 委託先における情報保護管理体制の確認を行っている。特定個人情報の入手から保管までのプロセスで人が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。   |
| 9. 監査  |   |
| 実施の有無  | <input type="checkbox"/> ] 自己点検 <input type="checkbox"/> ] 内部監査 <input type="checkbox"/> ] 外部監査   |
| 10. 従業者に対する教育・啓発   |   |
| 従業者に対する教育・啓発   | <input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> ] <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 特に力を入れて行っている<br/>2) 十分に行っている<br/>3) 十分に行っていない</p>   |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する |   |
| 最も優先度が高いと考えられる対策   | <input type="checkbox"/> [ 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 ] <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br/>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br/>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br/>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br/>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br/>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br/>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br/>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br/>9) 従業者に対する教育・啓発</p> |
| 当該対策は十分か【再掲】   | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> ] <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>  |
| 判断の根拠  | ① 委託先における情報保護管理体制の確認を行っている。<br>② 委託先における特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を制限している。<br>③ 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いの記録を行っている。<br>④ 委託先から他者への又は委託元から委託先への特定個人情報の提供に関するルールを定めている。<br>⑤ 委託先における特定個人情報の消去に関するルールを定めている。<br>⑥ 委託契約において、特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定を設けている。<br>⑦ 再委託が行われる場合、再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いを確保するための措置を講じている。   |

変更箇所

| 変更日        | 項目                                    | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---------------------------------------|---|--|------|-----------|
| 平成31年2月28日 | 関連情報                                  | 住宅経営室長 松田 浩三  | 住宅経営室長   | 事後   |           |
| 平成31年2月28日 | リスク対策                                 | —   | 評価書に記載のとおり   | 事後   | 評価項目追加    |
| 令和3年3月23日  | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の概要 | <p>○公営住宅法に基づく府営住宅の管理に関する事務</p> <p>本事務の特定個人情報は、以下のとおり。<br/>①地方税関係情報 ②住民票関係情報 ③生活保護関係情報 ④障害者関係情報</p> <p>本事務では、特定個人情報を以下の事務処理で取り扱う。<br/>1. 収入の申告の受理(収入超過者等を含む)<br/>①入居者から、毎年度7月までに、収入申告に伴う課税証明、障がい者等の証明、生活保護関係証明を受理する。<br/>2. 家賃の決定及び通知(収入超過者等を含む)<br/>①上記1で受理した証明書に基づき、翌年度の家賃を決定し、入居者に対し、通知する。<br/>②入居申請の受理、入居者の決定及び通知<br/>③入居希望者から入居申込書を受け、抽選(一歩先着順)により、当選者を決定する。④当選者及び同居予定者全員の収入を対象として、収入基準の確認のため、各々の課税情報の照会先である市町村を特定し、照会する。⑤上記②の結果を基に審査し、収入基準に合うかどうかを確認し、共通申込資格及び各募集区分毎の申込資格を全て満たしているとき、入居予定者として決定する。⑥入居予定者に対し、入居開始日、家賃及び同居人等を記載した入居承認書を指定管理者を通じて渡す。⑦入居完了の1ヶ月後、住民票情報を確認する。<br/>4. 家賃又は金銭、敷金を減免する決定、徴収を猶予する決定<br/>①毎月20日までに申請を受理し、資格審査を行い、翌月の家賃を決定し、入居者に対し、通知する。</p> | <p>○公営住宅法に基づく府営住宅の管理に関する事務</p> <p>下記の事務については、個人番号の利用または当該情報の証明書類(課税証明書等)の提出により行うことができる。<br/>本評価書においては、特定個人情報を利用した事務について記載する。</p> <p>本事務では、特定個人情報を以下の事務処理で取り扱う。<br/>□全入居者に対して毎年度定期に行う事務<br/>1. 家賃の決定(収入超過者等を含む)に関する事務<br/>毎年度7月までに、収入申告を受理し、審査を行い、翌年度の家賃を決定し、入居者に対し、通知する。<br/>□該当入居者に対して随時行う事務<br/>2. 同居の承認及び地位承継の承認に関する事務<br/>入居者からの随時申請を受理し、資格審査を行い、入居者に対し、通知する。<br/>3. 府営住宅の明渡しの請求の決定に関する事務<br/>入居者に対し、引き続き、5年以上入居している場合において、最近2年間引き続き政令で定める基準を超える高額の収入のあるときは、その入居者に対し、公営住宅の明渡し請求を行う。<br/>4. 他の住宅をあっせんする事務<br/>府営住宅入居者のうち収入超過者について、その者が他の適当な住宅に入居することができるようあっせん等を行う。</p> | 事後   |           |
| 令和3年3月23日  | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の概要 | <p>5. 同居の承認及び地位承継の承認<br/>①入居者からの随時申請を受理し、資格審査を行い、入居者に対し、通知する。<br/>6. 府営住宅の明渡しの請求の決定<br/>①入居者に対し、引き続き、5年以上入居している場合において、最近2年間引き続き政令で定める基準を超える高額の収入のあるときは、その入居者に対し、公営住宅の明渡し請求を行う。<br/>7. 他の住宅をあっせんする事務<br/>①入居者又は同居者に特別な事由があり、現在入居している住戸から他の住戸へ入居させることができる。そのときの事由により全員の収入を対象として収入基準を満たしているかどうかを確認するために、現在の住戸所在市町への課税情報の照会を行い、審査し、欠格事由に該当しないかを確認する。<br/>②他の住宅をあっせんすることが決定した入居者に対し、入居開始日、家賃等記載した入居承認書を送付する。</p>   |  | 事後   |           |
| 令和3年3月23日  | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の概要 | <p>8. その他府営住宅条例に規定する事務<br/>(1)府営住宅駐車場の利用について、利用資格要件を満たされれば、承認を行う。<br/>府営住宅の入居者等で、①～③のいずれか、及び④～⑥の全ての要件に該当する者。<br/>①自ら使用するための自動車を所有(所有を予定している場合及び所有と同様の事情にある場合を含む)していること。(一般利用)②親族等が生活支援のために自動車を使用していること。(生活支援等利用・更新制)③勤務先所有の自動車を通勤に使用していること。(通勤利用・更新制)④家賃の滞納がないこと。⑤住宅の明渡しの請求を受けていないこと。⑥暴力団員でないこと。<br/>(2)府営住宅駐車場使用料の免除について、日常生活に自動車を必要とする心身障がい者に対する支援を目的とし、使用料免除要件が満たされれば、承認を行う。<br/>駐車場利用承認を受けた府営住宅の入居者等で、①～⑦の全ての要件に該当する者。<br/>①入居者等に心身障がい者がいること。②公安委員会の発行する駐車禁止除外指定車の標章を有する自動車を駐車すること。③収入超過者でないこと。④高額所得者でないこと。⑤収入未申告者でないこと。⑥家賃等の滞納がないこと。⑦駐車場の利用承認の条件に違反していないこと。<br/>(3)駐車場の保証金、使用料の徴収事務。駐車場の保証金の還付事務。</p>  |  | 事後   |           |
| 令和3年3月23日  | II しきい値判断項目 1. 対象人数                   | 10万人以上30万人未満  | 1万人以上10万人未満  | 事後   |           |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|---|------|-----------|
| 令和5年7月28日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 大阪府住宅まちづくり部住宅経営室   | 大阪府都市整備部住宅建築局住宅経営室  | 事後   |           |
| 令和5年7月28日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求                          | 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5階 06-6944-6066   | 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館1階 06-6944-6066  | 事後   |           |
| 令和5年7月28日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠                | 【情報照会】<br>・番号法第19条第7項 別表第二の31の項<br>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条                             | 【情報照会】<br>・番号法第19条第8号 別表第二の31の項<br>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条  | 事後   |           |
| 令和8年2月24日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用                                      | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の19の項<br>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の27の項<br>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条  | 事後   | 法令改正      |
| 令和8年2月24日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠                | 【情報照会】<br>・番号法第19条第8項 別表第二の31の項<br>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条                             | 【情報照会】<br>・番号法第19条第8号 別表の27の項   | 事後   | 法令改正      |
| 令和8年2月24日 | II しいくい値判断項目 1. 対象人数                                   | 令和3年3月1日 時点  | 令和7年10月30日 時点   | 事後   | 時点修正      |
| 令和8年2月24日 | II しいくい値判断項目 2. 取扱者数                                   | 令和3年3月1日 時点  | 令和7年10月30日 時点   | 事後   | 時点修正      |
| 令和8年2月24日 | IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                         | 基礎項目評価書及び全項目評価書  | 基礎項目評価書   | 事後   |           |
| 令和8年2月24日 | IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業                                 |  | 十分である。委託先における情報保護管理体制の確認を行っている。特定個人情報の入手から保管までのプロセスで人々が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。  | 事後   | 様式改正      |
| 令和8年2月24日 | IV リスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策                        |  | 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>(当該対策は十分か【再掲】)<br>十分である<br>(判断の根拠)<br>① 委託先における情報保護管理体制の確認を行っている。<br>② 委託先における特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を制限している。<br>③ 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いの記録を行っている。<br>④ 委託先から他者への又は委託元から委託先への特定個人情報の提供に関するルールを定めている。<br>⑤ 委託先における特定個人情報の消去に関するルールを定めている。<br>⑥ 委託契約において、特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定を設けている。<br>⑦ 再委託が行われる場合、再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いを確保するための措置を講じている。 | 事後   | 様式改正      |